

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2021年第3回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和3年3月25日(木)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時00分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：19人)			
		1	鈴木 宏	11	上原 美子
		2	小川 利雄	12	水口 健二
		3	市川 大倫	13	山崎 勇喜
		4	新井 久義	14	大塚 房男
		5	萩原 勝	15	飯島 優子
		6	池上 茂	16	高橋 公彦
		7	川鍋 浩之	17	伊藤 弘子
		8	岡本 勉	18	栗原 健次
		9	横井 貞夫	19	齋藤 千松
	10	福山 裕司			
	事務局	(出席人数：5人)			
		農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
		農地振興担当主幹 前島 清史		農地振興担当主査 中澤 ますみ	
農地振興担当主事 加藤 祐一					

<p>次第及び公開、一部公開、非公開の区分</p>	<p>日程 1 農地法第 3 条 (委員会) : 公開 日程 2 農地法第 5 条 (知事) : 公開 日程 3 租税特別措置法適格者証明 : 公開 日程 4 春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について : 公開 日程 5 春日部市農用地利用集積計画の決定について : 公開 日程 6 春日部市農用地利用集積計画の決定について (中間管理) : 公開 日程 7 農用地利用配分計画に関する意見について : 公開</p>								
<p>一部公開・非公開の場合はその理由</p>	<p><input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当 : <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当 : <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当 : <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当 :</p>								
<p>配 布 資 料</p>	<p>次第、総会資料</p>								
<p>会議録の作成方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録</p>								
<p>会議録署名の指定</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1133 627 1200">議席番号</th> <th data-bbox="627 1133 1442 1200">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1200 627 1267">1 0</td> <td data-bbox="627 1200 1442 1267">福山 裕司</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1267 627 1335">1 3</td> <td data-bbox="627 1267 1442 1335">山崎 勇喜</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1335 627 1424">1 4</td> <td data-bbox="627 1335 1442 1424">大塚 房男</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1 0	福山 裕司	1 3	山崎 勇喜	1 4	大塚 房男
議席番号	委員氏名								
1 0	福山 裕司								
1 3	山崎 勇喜								
1 4	大塚 房男								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2021年第3回総会を開会いたします。本日は、在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては、現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について小川委員長より報告願います。</p>
運営委員長	<p>本日、総会前の運営委員会で</p> <p>(1) 春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について</p> <p>(2) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（回答）</p> <p>(3) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（中間管理）（回答）</p> <p>(4) 農用地利用配分計画に関する意見について（回答）</p> <p>(5) 生産緑地の斡旋について</p> <p>について協議しました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案6件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第5条（知事）」1議案4件</p> <p>日程3 議案第3号「租税特別措置法適格者証明」1議案4件</p> <p>日程4 議案第4号 春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について</p> <p>日程5 議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>日程6 議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定について（中間管理）」</p> <p>日程7 議案第7号「農用地利用配分計画に関する意見について」</p> <p>の7議案となります。</p> <p>なお、議案第1号「農地法第3条（委員会）」の申請番号20番は、議案書送付後に取下げとなったため、欠番となり議案書から削除願います。</p> <p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号10番福山裕司委員 13番山崎勇喜委員 14番大塚房男委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。続きまし</p>

て、会議規則第10条の規定に基づき、農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に一時退室をいたします。なお、退室後次の議事に入る前には、入室の確認をいたします。それでは、議事にはいります。

日程1議案第1号、「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。
申請番号48番、54番、16番から19番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号「農地法第3条（委員会）について」許可申請が6件あったので、審議を求めます。議案書の1頁をご覧ください。

申請番号48番について、詳細は議案書のとおり。令和2年第11回総会からの継続審議案件です。申請人の世帯構成員に、農地法第3条の許可を取得せずに耕作している農地が有ることから継続審査とし、聞き取り調査後、再審議することとしました。11月30日に世帯構成員本人から聞き取り調査を実施したところ、別紙書類が提出されましたので、その内容が事実相当であるかを調査するため、再度の継続審査としたものです。また、1月15日に、当該農地の貸借人から当該農地が農地以外で利用されていることに対する苦情がありました。2月4日に再度聞き取りを実施し、当該農地に許可なく倉庫を建築していることについて自ら申し出があったため、指導したところ、2月9日に当倉庫を除却する旨の書類が提出されました。次に、事務局に2月10日に当該農地については是正したとの報告がありました。2月24日に第4地区の担当委員が現地調査を行い、倉庫は取り壊されておりましたが、単管パイプや砂利等が農地に置かれておりました。同日、事務局から本人に指導したところ、是正の意思を示しました。3月4日、本人より是正が完了したとの報告がありました。

申請番号54番について、詳細は議案書のとおり。令和2年第13回総会からの継続審議案件です。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。所有地に長年にわたる不耕作地があることから、2月4日に申請人から聞き取りを行い、前回提出した作付け計画及び不耕作の理由について訂正があるとのことで、2月19日に訂正後の理由書が提出され、2月22日に現地写真が提出されました。2月24日、3月17日に担当委員で協議を行いました。

申請番号16番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図5頁、詳細図6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号17番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模

の拡大です。案内図 7 頁、詳細図 8 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 4 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号 18 番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図 9 頁、詳細図 10 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 5 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

申請番号 19 番について、詳細は議案書のとおり。申請理由は、譲渡人が理事をつとめる農事組合法人への所有権移転です。案内図 11 頁、詳細図は 12 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。越谷市農業委員会に照会したところ、所有地の一部に不耕作地があります。農事組合法人としての届け出について、春日部農林振興センターの届出受理書が添付されていないため、不適合です。なお、農事組合法人として登記されたのは令和 3 年 2 月 1 日です。

議長 おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。なお、申請番号 48 番、54 番については、継続審査案件のため、農業委員より意見を求めます。申請番号 48 番について、議席番号 9 番横井貞夫委員より報告を求めます。

委員 申請番号 48 番について報告します。本件は令和 2 年 11 月からの継続審査案件となります。先ほどの事務局の説明に追加して、報告いたします。3 月 9 日に第 4 地区の担当委員で再度現地を確認したところ、単管パイプや砂利等が撤去され、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告とします。

議長 次に、申請番号 54 番について、議席番号 3 番市川大倫委員より報告を求めます。

委員 申請番号 54 番について報告します。本件は所有地に長年不耕作地があるため、令和 2 年 12 月からの継続審査案件となります。先ほどの事務局の説明に追加して報告いたします。2 月 24 日に齋藤会長、小川代理、上原委員、

萩原委員、横井委員と私で書類の内容を精査し、各地区で現地調査することとしました。次に、3月の農地パトロールにおいて各地区で現地を確認しました。次に、3月17日に齋藤会長、上原委員、萩原委員、横井委員と私で協議し、不耕作地が解消され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、再度書類の内容を精査し、理由書の一部について訂正を求めたところ、同日申請代理人から訂正された理由書が提出されました。そのため、問題なしと報告します。

議長

申請番号16番から19番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号16番について、石井推進委員より、水口農業委員、栗原農業委員と同行して令和3年3月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、申請地について、雑草が繁茂し農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告を受けました。そのため、事務局から代理人に指導したところ草が刈り取られ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号17番について、石井推進委員より、水口農業委員、栗原農業委員と同行して令和3年3月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号18番について、遠藤推進委員より、大塚推進委員、市川農業委員、上原農業委員と同行して令和3年3月11日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号19番について、岡田推進委員より、中田推進委員、萩原農業委員、池上農業委員と同行して令和3年3月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長

次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号12番水口健二委員より申請番号48番、54番、16番から19番の事前審査の報告を求めます。

委員	<p>申請番号48番、54番、16番から18番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当農業員及び担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告がありました。以上の事から事前審査委員5人で合議により許可と決しました。</p> <p>申請番号19番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。先ほどの事務局の説明のとおり、越谷市の所有地の一部に不耕作地があります。次に、農事組合法人としての届け出について、春日部農林振興センターの届出受理書が添付されていません。書類が不備のため、審査の開始ができないため、不適合と考えます。こうしたことから、事前審査委員5人の合議により継続審議とすることと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号19番について、事前審査委員より、継続審議と報告がありました。よって、申請番号48番、54番、16番から18番と、19番を別に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号19番を事前審査の報告のとおり継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号19番を事前審査の報告のとおり継続審議と決しました。引き続き担当委員には調査をお願いします。次に、申請番号48番、54番、16番から18番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号48番、54番、16番から18番を許可と決しました。次に、日程2議案第2号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号17番から20番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第5条(知事)について」、許可申請が4件あったので、審議を求めます。議案書の3頁をご覧ください。</p> <p>申請番号17番について、詳細は議案書のとおり。申請地について事前着工の可能性があり調査をするため、令和3年第2回総会からの継続審議案件です。転用計画は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良</p>

工事の申請に至ったものです。改良後は白菜・なす・レタスを作付けする計画です。案内図は15頁、詳細図は16頁から19頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。申請地の事前着工について、昭和61年に上柳土地改良区のは場整備事業において田で換地されておりますが、許可をとらずに盛土をした形跡があります。なお、代理人から昭和59年当時の写真が提出されましたが、盛土がされているか判断しかねます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。農地区分は、農振農用地です。

申請番号18番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、現在の駐車場が、施設の建て替えで利用できなくなるため、代替の駐車場の設置です。案内図21頁、詳細図22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

申請番号19番について、詳細は議案書のとおり。申請法人は、運送業を営んでいます。転用計画は、駐車場の敷地拡張です。案内図23頁、詳細図24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。平成30年5月15日既存施設の拡張で公告済です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側及び東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリート擁壁を設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、開発調整課と協議中です。農地区分は、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

申請番号20番について、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図25頁、詳細図26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害

防除措置としてコンクリート擁壁を設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、水路に排水する計画で同意書が添付されています。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、開発調整課と協議中です。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長 次に、申請番号17番について、継続審議案件のため、農業委員より意見を求めます。議席番号9番横井貞夫委員より報告を求めます。

委員 申請番号17番について報告します。申請地について事前着工の可能性がありその内容を調査するため、令和3年第2回総会からの継続審議案件です。3月9日に、申請代理人から第2回の事前審査委員及び石井推進委員で聞き取りを実施しました。申請地の事前着工について、先ほどの事務局の説明のとおり、盛土の申請の経緯はない状況です。よって、盛土の経緯について説明があれば、後日提出するよう指導しました。次に、本件は、昭和61年に上柳土地改良区事業ほ場整備において、田で換地されています。次に、その後、事務局に昭和59年当時の申請地の写真が提出されました。その写真では当時から盛土がされているかどうか判断ができない状況です。以上の事から、問題ありとして意見を述べ報告とします。

議長 次に、申請番号20番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局 推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号20番について、朝倉推進委員より、鈴木農業委員と同行して令和3年3月10日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

議長 次に議席番号11番上原美子委員より申請番号17番から20番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号17番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。本件は、昭和61年に上柳土地改良区のほ場整備において、田で換地されています。次に、その後、事務局に昭和59年当時の申請地の写真が提出されました。その写真では当時から盛土がされているかどうか判断ができない状況です。先ほどの事務局の説明のとおり申請地の一部について、盛土の一時転用の申請の経緯はない状況です。こうしたこ

とから、事前審査委員5人の合議により不許可相当とすることと決しました。

申請番号18番、19番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。周辺農地に及ぶ影響はないことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。

申請番号20番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告がありました。また、周辺農地に及ぶ影響はないことから、事前審査委員5人で合議により許可と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号17番について、事前審査委員より、不許可相当と報告がありました。よって、17番と、18番から20番を別に審議することに異議ございませんか。
(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号17番を事前審査の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。
(全員起立)

議長 起立全員です。よって、申請番号17番を不許可相当とし、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号18番から20番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。
(全員起立)

議長 起立全員です。よって、申請番号18番から20番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に日程3議案第3号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。おはかりいたします。本案につきましては、申請番号7番、8番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、別に審議することに異議ございませんか。
(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、申請番号5番、6番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が4件あったので、審議を求める。議案書4頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、

申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税（贈与税）納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。

申請番号5番について、詳細は議案書のとおり。案内図は27頁及びスクリーンをご覧ください。継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。年間従事日数は320日です。

申請番号6番について、詳細は議案書のとおり。案内図は28頁及びスクリーンをご覧ください。継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は60日です。

議長

次に、申請番号5番、6番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号5番について、田口推進委員より、大塚農業委員、新井農業委員と同行して令和3年3月12日に、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

申請番号6番について、石川推進委員より、小川推進委員、小川農業委員、川鍋農業委員と同行して3月11日に、現地調査を実施したところ、申請地の一部について雑草が繁茂し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないと報告を受けました。事務局から申請人に指導したところ、草が刈り取られ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告を受けました。以上の事から問題なしと報告を受けました。

議長

次に議席番号13番山崎勇喜委員より申請番号5番、6番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号5番、6番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告を受けました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により証明することと決しました。

議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号5番、6番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。議案第3号「租税特別措置法適格者証明」申請番号5番、6番について証明書を発行することと決しました。次に、申請番号7番、8番について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号11番上原美子委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。 (休憩) (委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開会します。それでは、申請番号7番、8番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請番号7番、8番について、被相続人が同一のため一括で説明します。案内図は29頁及びスクリーンをご覧ください。継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。7番の申請者が経営主です。年間従事日数はともに250日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号7番、8番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>申請番号7番、8番について、石川推進委員より、小川推進委員、小川農業委員、川鍋農業委員と同行して3月11日に、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。次に、申請番号7番について、区域4の担当推進委員から申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。</p>
議長	<p>次に議席番号13番山崎勇喜委員より申請番号7番、8番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号7番、8番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告を受けました。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により証明することと決しました。</p>

議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号7番、8番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。議案第3号「租税特別措置法適格者証明」申請番号7番、8番について証明書を発行することと決しました。次に、日程4議案第4号春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、議案書6頁をご覧ください。春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、改定するため意見の聴取を依頼し、意見を反映し、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を原案のとおり決定しました。次に、日程5議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」議案書9頁をご覧ください。春日部市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地利用集積計画の案について決定を求められたため、審議を求めるものです。意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。よって、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。</p>
議長	<p>おはかりいたします。本案につきましては、申請番号7番については、私が議事参与の制限に該当いたしますので、先に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは農業委員会会議規則第10条の規定の議事参与の制限により、私が議事参与できませんので、小川職務代理に議長を交代し、退席いたします。この際、暫時休憩といたします。</p>

	(休憩) 〔会長退室、会長代理と交代〕
議長	休憩前に引き続き、会議を開会します。申請番号7番につきましては農業委員会会議規則第10条の規定により齋藤会長が議事参与できないため、私が議長を務めます。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」申請番号7番について原案のとおり決定することと決しました。申請番号7番の案件が終了しましたので、議長を交代します。この際、暫時休憩といたします。
	(休憩) (委員入室) (会長と議長を交代)
議長	休憩前に引き続き、会議を開会します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番から6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第5号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番から6番について原案のとおり決定することと決しました。次に、日程6議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定について(中間管理)」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」(中間管理)議案書16頁をご覧ください。春日部市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地利用集積計画の案について決定を求められたため、審議を求めるものです。意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。よって、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定について

(中間管理)」計画番号1番から3番について原案のとおり決定することと決しました。次に、日程7議案第7号「農用地利用配分計画に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第7号「農用地利用配分計画に関する意見」について、議案書20頁をご覧ください。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求められたので、審議を求めるものです。意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。よって、別紙の案のとおり回答してよいか審議願います。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(なしの声あり)

議長

質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。議案第7号「農用地利用配分計画に関する意見について」申請番号1番から3番について原案のとおり決定することと決しました。次に、日程8 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」日程9報告第2号「農地法第4条（届出）」日程10報告第3号「農地法第5条（届出）」日程11報告第4号「農地法第6条（農地所有適格法人の報告）」日程12報告第5号「農地法第18条（通知）」日程13報告第6号「違反転用事案報告」につきましては、議案書の24頁から36頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが、何かありますか。

(なしの声あり)

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2021年第3回総会を閉会いたします。なお、同会場で11時15分より全員協議会を行います。

閉会（午前11時00分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番